

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

令和元年11月26日

太宰府市監査委員 吉野 茂

太宰府市監査委員 堺 剛

記

第1 監査の概要

1 監査の種類 財政援助団体等監査

2 監査の対象

(1) 団体名 公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団

(2) 補助金の所管課 教育部文化学習課

(3) 出捐金の所管課 教育部文化学習課

(4) 公の施設に関する事務の所管課 教育部文化学習課、文化財課、スポーツ課
市民生活部人権政策課

3 監査期間 令和元年9月6日から令和元年11月6日まで

4 監査の範囲 平成30年度に執行された補助金、出資（出捐）金及び公の施設の指定管理に係る事務並びに当該事務の執行

5 監査の着眼点

市から支出された補助金等が、監査実施対象団体を通じて、所期の目的どおり適正に執行、運用されているかを中心に、次の着眼点に基づき実施した。

(1) 補助金等の交付・申請手続き等は適正か。

(2) 補助対象事業は計画的かつ効率的に執行されているか。

(3) 会計経理、財産管理の方法は適正か。

(4) 出資・補助金等の財政的援助の目的、内容が公益上の必要から見て妥当か。

(5) 出資団体の運営は適切かつ順調に行われているか。

(6) 出資団体の事業は出資目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。

(7) 公の施設の管理は協定に基づき適正かつ効率的に執行されているか。

6 監査の方法

監査対象団体及び所管課から関係書類等の提出を求め、書面監査を行うとともに、団体事務室に赴き、関係諸帳簿の实地監査を行い、関係者からの事情聴取を実施した。

第2 団体の概要

1 団体の名称 公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団

2 所在地 太宰府市五条三丁目1番1号

3 設立及び沿革

平成4年5月28日 財団法人太宰府市文化スポーツ管理公社設立登記

平成10年6月1日 財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に名称変更

平成25年4月1日 公益財団法人に移行

4 設立目的

文化及びスポーツなどの振興を図るとともに、生涯学習の機会の提供及び、公共教育施設の利用拡大の推進を行い、地域社会の発展と豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。(定款第3条)

5 本市との関係

公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団(以下、「振興財団」という。)は、本市から出捐を受けており、出捐額は1億円である(基本財産の額1億円、出捐比率100%)。

振興財団は平成30年度決算では、本市からの振興財団補助金として32,579,000円の補助金収入を計上している。

また、下記の公の施設の指定管理者となっており、平成30年度決算書では総額203,414,498円の指定管理料収益を計上している。

- ・太宰府市男女共同参画推進センタールミナス
- ・太宰府市いきいき情報センター
- ・太宰府市民図書館
- ・太宰府市文化ふれあい館
- ・太宰府市体育センター
- ・太宰府歴史スポーツ公園
- ・太宰府市立大佐野スポーツ公園

なお、市からの派遣職員は10人(平成31年3月31日現在)である。

6 主な事業内容

(1) 実施事業(定款で定める事業)

ア 文化・スポーツの振興に関する事業

イ 講座、展示及び講演会などの開催による生涯学習に関する事業

ウ 生涯学習に関する情報収集、調査研究、記録保存及び普及啓発に関する事業

エ 地域住民と連携した地域交流に関する事業

オ 市から受託する公共教育施設の管理運営及び利用拡大推進に関する事業

カ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) 市などからの受託事業(平成30年度)

ア 太宰府南小学校開放教室等の管理業務委託(地域コミュニティ課)

イ 太宰府梅林アスレチックスポーツ公園の管理業務委託(スポーツ課)

ウ まるごと太宰府歴史展業務委託(文化財課)

エ 太宰府市無形文化財記録作成業務委託(文化財課)

7 組織（平成 31 年 3 月 31 日現在）

(1) 役員及び職員数

評議員 5 名

理事 10 名（理事長 1 名、副理事長 1 名、常務理事 1 名、理事 7 名）

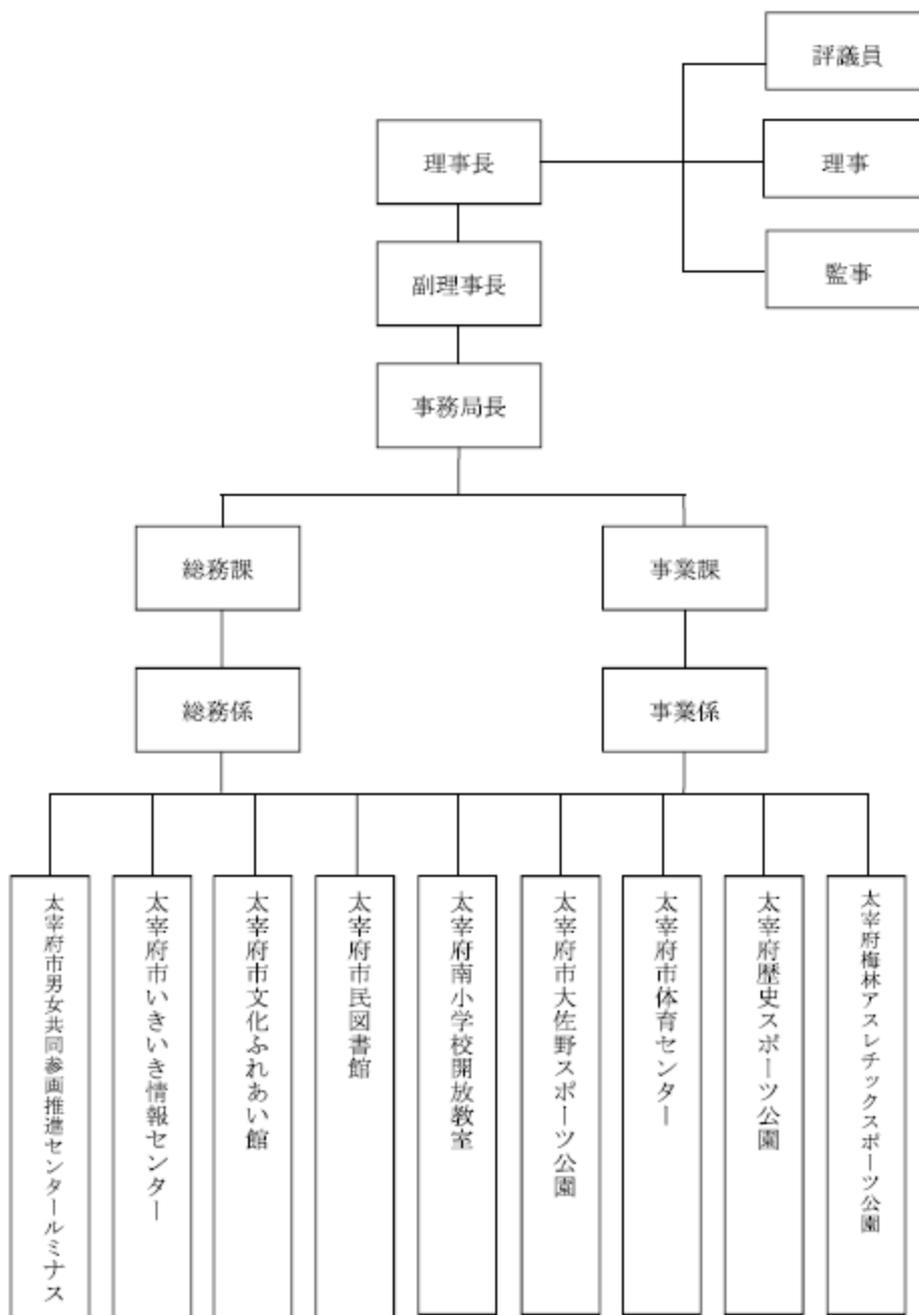
監事 2 名

事務局長（常務理事兼務）1 名

事務局職員 11 名（市職員 4 名、正職員 1 名、契約職員 5 名、出向職員 1 名）

指定管理及び市からの委託施設職員 78 名（市職員 6 名、契約職員 34 名、パート 38 名）

(2) 組織図



8 平成 30 年度決算概要

(1) 貸借対照表 (平成 31 年 3 月 31 日現在)

(単位:円)

科 目	平成 30 年度	平成 29 年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	93,658,889	105,544,425	△11,885,536
未収金	2,419,014	1,114,882	1,304,132
貯蔵品	886,772	550,091	336,681
前払金	501,700	492,700	9,000
前払費用	89,458	103,536	△14,078
流動資産合計	97,555,833	107,805,634	△10,249,801
2 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	99,720,000	99,720,000	0
基本財産引当預金	280,000	280,000	0
基本財産合計	100,000,000	100,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	10,026,900	9,416,000	610,900
ネットワークシステム構築事業積立資金	5,400,952	5,000,000	400,952
特定資産合計	15,427,852	14,416,000	1,011,852
(3) その他固定資産			
車両運搬具	1,114,692	1,754,946	△640,254
その他固定資産合計	1,114,692	1,754,946	△640,254
固定資産合計	116,542,544	116,170,946	371,598
資産合計	214,098,377	223,976,580	△9,878,203
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	25,088,336	27,181,282	△2,092,946
未払消費税等	2,298,900	1,011,600	1,287,300
未払法人税等	650,800	653,500	△2,700
前受金	1,085,000	607,700	477,300
預り金	933,496	1,041,371	△107,875
流動負債合計	30,056,532	30,495,453	△438,921
2 固定負債			

退職給付引当金	10,026,900	9,416,000	610,900
固定負債合計	10,026,900	9,416,000	610,900
負債合計	40,083,432	39,911,453	171,979
Ⅲ正味財産の部			
1 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2 一般正味財産	174,014,945	184,065,127	△10,050,182
(うち基本財産への充当額)	(100,000,000)	(100,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(5,400,952)	(5,000,000)	(400,952)
正味財産合計	174,014,945	184,065,127	△10,050,182
負債及び正味財産合計	214,098,377	223,976,580	△9,878,203

(2) 正味財産増減計算書内訳表 (平成30年4月1日～平成31年3月31日)

(単位:円)

科 目	公益目的 事業会計	収益事業 等会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
①基本財産運用益	0	0	710,002	710,002
②特定資産運用益	130	0	0	130
③事業収益	261,342,691	6,159,113	0	267,501,804
④受取補助金等	4,837,097	0	28,323,903	33,161,000
⑤雑収益	83,451	0	1,259	84,710
経常収益計	266,263,369	6,159,113	29,035,164	301,457,646
(2) 経常費用				
①事業費	280,770,771	1,051,093	0	281,821,864
②管理費	0	0	29,035,164	29,035,164
経常費用計	280,770,771	1,051,093	29,035,164	310,857,028
当期経常増減額	△14,507,402	5,108,020	0	△9,399,382
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0

(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△14,507,402	5,108,020	0	△9,399,382
他会計振替額	2,499,864	△2,499,864	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△12,007,538	2,608,156	0	△9,399,382
法人税、住民税及び事業税	0	650,800	0	650,800
当期一般正味財産増減額	△12,007,538	1,957,356	0	△10,050,182
一般正味財産期首残高	14,458,909	9,777,890	159,828,328	184,065,127
一般正味財産期末残高	2,451,371	11,735,246	159,828,328	174,014,945
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	2,451,371	11,735,246	159,828,328	174,014,945

9 市の補助金

平成 30 年度市補助金の収入状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

当初決定額	支 払 内 訳				精算額
	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	
32,579,000	8,144,750 (H30.5.7)	8,144,750 (H30.7.17)	8,144,750 (H30.10.15)	8,144,750 (H31.1.7)	0

※ () は交付日

市補助金の使途は振興財団事務局の管理費及び出向職員の給与手当等である。

10 出捐金

本市が基本財産 1 億円の 100%を出捐しており、現在は投資有価証券(北海道公債 10 年 年 0.71%) 9,972 万円と基本財産引当預金(普通預金) 28 万円で運用している。

11 指定管理

(1) 指定管理受託状況

振興財団は、次表の公の施設の指定管理者となっており、平成 30 年度決算書における指定管理料収益は総額 203,414,498 円である。

平成 30 年度

施設名	平成 30 年度 指定管理料	所管課	指定期間
太宰府市男女共同参画 推進センタールミナス	20,820,000 円	人権政策課	平成 29 年 4 月 1 日から 令和 2 年 3 月 31 日まで
太宰府市いきいき 情報センター	75,631,000 円	文化学習課	
太宰府市民図書館	46,900,000 円	文化学習課	
太宰府市文化ふれあい館	51,600,000 円	文化財課	
太宰府市体育センター	2,320,000 円	スポーツ課	
太宰府歴史スポーツ公園	3,943,498 円	スポーツ課	
太宰府市立大佐野 スポーツ公園	2,200,000 円	スポーツ課	
合 計	203,414,498 円		

(2) 指定管理に係る収支状況

指定管理に係る収支状況は次表のとおりである。

平成 30 年度

(単位:円)

	太宰府市男女共同参画 推進センタールミナス	太宰府市 いきいき 情報センター	太宰府 市 民 図 書 館	太宰府市 文 化 ふれあい館	太宰府市 体 育 セ ン タ ー	太宰府歴史 ス ポ ー ツ 公 園	太宰府市立 大 佐 野 ス ポ ー ツ 公 園
収 入	26,772,379	115,403,995	46,900,000	53,687,653	4,383,496	6,990,508	2,659,961
指定管理料	20,820,000	75,631,000	46,900,000	51,600,000	2,320,000	3,943,498	2,200,000
利用料金	1,146,115	18,008,325	0	879,820	1,601,820	1,835,940	363,120
その他	4,806,264	21,764,670	0	1,207,833	461,676	1,211,070	96,841
支 出	26,778,853	119,229,487	45,111,037	53,486,626	4,403,124	6,669,957	2,985,399
人件費	14,951,103	26,210,177	40,124,121	24,017,830	2,206,446	3,324,957	0
修繕費	784,605	2,973,152	268,552	1,642,024	410,398	447,480	199,800
委託料	2,623,056	49,947,464	122,004	17,098,222	751,248	1,415,880	2,446,740
その他	8,420,089	40,098,694	4,596,360	10,728,550	1,035,032	1,481,640	338,859
収支差額	△6,474	△3,825,492	1,788,963	201,027	△19,628	320,551	△325,438

(振興財団提出資料から抜粋し一部加工)

第3 監査の結果

今回の監査は、市から支出された公金等が、監査対象団体を通じて所期の目的どおり適正に執行、運用されているか、財政援助団体に係る出納その他の事務が関係法令等に則り、適正かつ正確に行われているか等について、「公益財団法人 太宰府市文化スポーツ振興財団」及び所管課「文化学習課」双方に対し監査を実施した。

その結果、監査に付された関係帳簿、証書類は正確に作成されており、予算の執行その他事務については、おおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、次のとおり、一部、改善及び検討を要する事項が見受けられたので、それぞれ必要な処置を講じられたい。

また、監査の過程において行ったその他の指導、助言についても併せて改善を図られたい。

1 文化スポーツ振興財団

(1) 常勤役員の報酬月額の設定について

公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団定款第32条第3項では、理事及び監事の報酬等は、評議員会において別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する支給の基準によるものとされている。

また、定款第16条第1項第2号では、評議員会において決議するものとして、理事及び監事の報酬等の額が定められている。

しかし、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団役員等報酬及び費用弁償規程第4条第1項の常勤役員の報酬月額の設定について、定款第35条第1項第4号において理事会に規程の変更権限があることを理由に理事会において決議され、支出されていた。

報酬額の決議は、定款第32条第3項に基づき評議員会で行うものとされていることから、適正な事務手続きを行われたい。

(2) 現金の管理について

いきいき情報センターでは、受付窓口において施設使用料や講座受講料等の利用料金の徴収業務を行っており、日々の現金収入は、受付担当者が業務終了後に売上と現金を突合したうえで、売上報告書を作成し、大金庫へ保管することになっている。翌日、会計担当者が検認を行い、売上報告書に押印したうえで、振興財団事務局へ納金している。

しかし、演劇チケット売上報告について、いきいき情報センターの大金庫へ保管しなかったことから、釣銭20,000円が所在不明となる事故が発生している。

さらに、売上報告書には担当者の押印がないものが散見された。

所在不明金については正味財産計算書において雑費として会計処理されているが、監督責任の所在が明確にされておらず、理事会等への説明がなされていない状況であった。

再発防止を徹底するとともに適切な処置を講ずるべきと思われる。

また、振興財団事務局では、各施設の利用料金を定期的に回収し、売上報告書と現金の確認を行った後、入金記録を行い、金融機関へ預け入れるまでは、事務局の大金庫に保管している。

しかし、売上金の回収が不定期であること等により日中は事務机に仮保管していた。

適切な現金の管理を行うためには、入金記録後はすぐに大金庫に保管する等安全な対策を講じられたい。

(3) 補助金実績報告書について

振興財団は、文化学習課より振興財団補助金として 32,579,000 円の補助を受けている。

本補助金は、交付要綱が制定されていないため、補助目的や補助対象経費が明確に定められていないが、同振興財団の運営にあたり、給与・手当・燃料等の管理を行うための補助金とされている。

その実績報告書に計上された補助対象経費には、振興財団から古都大宰府保存協会へ職員交流研修として派遣された職員の給与等が含まれていた。(現在、相手先団体からの派遣はなされていない。)

この経費については、振興財団の設立目的である事業の実施や運営に資するものとは言い難く、補助対象経費として適切なものであるか疑義があるものと思われる。

文化学習課と協議のうえ、是正されたい。

(4) 協定書に基づく義務の履行について

太宰府市いきいき情報センターの管理運営に関する協定書第7条第1項において「1件10万円以上の修繕等については、事前に委任者の承認を受けなければならない。」と規定されている。

しかし、対象となる7件のうち、催物案内表示板障害修理 105,840円、中央監視盤修繕 1,200,000円の2件が所管課である文化学習課の承認を受けた文書が保管されていなかった。

協定書を順守し、適正な手続きを行われたい。

2 文化学習課

(1) いきいき情報センターの管理について

いきいき情報センターの指定管理協定書及び仕様書には、文化学習情報センター、生涯学習センター及びいきいき情報センター駐車場の管理のほか消防用設備やエレベーター、機械警備等の施設全体に関わる設備の保守点検業務等が規定されている。

しかし、防災や危機管理等における建物全体の施設管理者としての業務、共有フロアや設備に係る業務、他団体占有スペースの管理及び管財課所管の普通財産の付帯設備の管理等において、一部業務範囲や責任の所在が明確にされていない状況が見受けられた。

それらの業務には、文化学習課の事務分掌外のものも含まれているが、現在、指定管理協定書第21条に緊急時の対応について規定もあり、建物の管理上、振興財団が一部担っている。

いきいき情報センターの管理体制について、文化学習課の責任範囲(事務分掌)を明確にしたうえで、振興財団へ指定管理する業務内容を仕様書に記載するとともに、関係各所へ指定管理の内容を了解させる必要があるものと思われる。

(2) 市職員の派遣について

市は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 21 年条例第 23 号）に基づき、振興財団と市職員の派遣に関する協議書を締結し、文化学習課及び市民図書館職員 10 名を派遣している。

しかし、協議書には派遣の根拠となる条例名の記載がなく、また、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）及び同条例において定められた職員派遣に当たって合意しておくべきもの（報酬その他の勤務条件及び当該派遣先団体において従事すべき業務、当該職員の職員派遣の期間、当該職員の職務への復帰に関する事項、派遣先団体における福利厚生に関する事項、派遣先団体における業務の従事状況の連絡に関する事項）が一部記載されておらず、適切な事務処理を行われたい。

(3) 協定書に基づく義務の履行について

太宰府市いきいき情報センターの管理運営に関する協定書第 7 条第 2 項において、「協定で定める額を超えるような修繕が発生した場合は、委任者と受任者が協議のうえ、委任者が自己の費用と責任において実施するものとする。」と規定されている。

平成 30 年度の年度協定では、1,500,000 円を修繕料の限度額としていたが、2,973,152 円を振興財団が負担していた。

今回の事案は、緊急な対応が必要であったこと及び振興財団に公益法人認定以降に発生した剰余金の速やかな解消が必要であったことから、文化学習課と振興財団が協議の上、例外的に対応したものであった。

事由は理解できるものの、協定書第 7 条第 2 項によれば、委任者である市が修繕費の費用を負担することになっている。今後は協定書に基づく処理を行うべきである。

第 4 意見

今回の監査を踏まえ、次のとおり意見を付記するので、今後の振興財団運営にあたり検討されたい。

太宰府市いきいき情報センター条例（平成 10 年条例第 1 号）では、設置される施設が明記されているが、条例に明記されていない団体も入居している。また、施設全体の管理責任者の規定がない。さらに、同条例第 12 条及び第 13 条に指定管理に関する規定があるが、文化学習課が締結している指定管理協定書及び仕様書の管理対象施設との齟齬がある。

いきいき情報センターの機能のみならず土地・建物の管理という視点からも、統合的な管理は必要なものであり、一元的な管理体制が望ましいものと思われることから、同条例の見直しについて検討されたい。

市職員の派遣について、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 21 年条例第 23 号）に基づき実施されているところであるが、振興財団設立当初より引き続き派遣されている状況である。

本来、派遣を行うにあたっては、その団体の業務に関する知識・経験を補うに職員以外にないという視点が必要であり、振興財団の自立的な運営を醸成するためにも見直しを図

るべきであると思われる。

また、同条例では、派遣することができる団体を規則で定めることとされているが、現在制定されていない。市におかれては、適切な法整備をされたい。

振興財団におかれては、太宰府市の文化・スポーツの拠点である市立施設の指定管理を受け、公益財団法人移行による収支相償等の多くの課題を抱えながらも様々な努力をしている点について敬意を表するとともに、今後のより一層の効率的運営を期待するものである。